

平成 30 年 4 月に生坂小学校・生坂中学校に入学するお子さんの保護者の方へ

## 就学援助費の入学前支給が始まります！



生坂村教育委員会

### I 生坂村就学援助制度とは

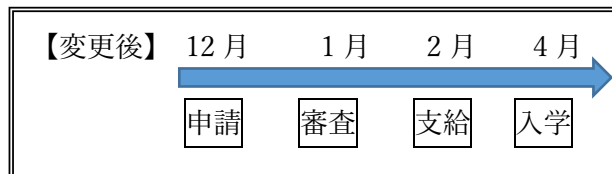
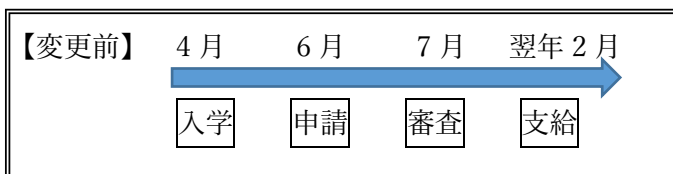
生坂村教育委員会では、小・中学校に在籍する子どもが経済的な理由で学習を妨げられることなく学校生活を送ることができるよう、子どもの住民票が生坂村にあり、条件に当てはまる保護者へ学校教育に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。援助する費用は6項目あり、そのうち入学前支給に変更するのは、「新入学児童・生徒学用品費」です。



### II 新入学児童・生徒学用品費の支給について

#### 1 支給時期の変更について

「新入学児童・生徒学用品費」の支給時期が変わります。今までは入学した翌年の2月末に支給をしていましたが、新入学児童・生徒学用品費用は入学前の時期に必要なと考えられることから、入学する年の2月に支給することとしました。



#### 2 支給対象者について

次の全ての要件に該当する保護者が対象となります。（※かっこ内は申請時に添付する書類（写し）の例です）

- 1 生活保護の停止または廃止
- 2 村民税が非課税
- 3 村民税・事業税の減免（減免通知書）
- 4 国民年金の減免または国民健康保険料の減免（減免通知書）
- 5 児童扶養手当が支給されている（児童扶養手当証書）
- 6 生活福祉資金の貸付を受けた（生活福祉貸付決定通知書）
- 7 職業安定所登録日雇労働者（日雇労働費保険者手帳）
- 8 保護者の職業が不安定で生活が困難
- 9 経済的理由により欠席日数が多い
- 10 災害・事故・疫病等により生活が困難
- 11 その他

### 3 申請手続等について

提出書類：生坂村就学援助費（新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給）受給認定申請書

申請書は教育委員会にあります。また、生坂村公式ホームページからもダウンロード  
できます。

提出方法：下記に持参又は郵送して下さい。

〒399-7201 生坂村 6002-1 生坂村子育て支援センターなのはな内

生坂村教育委員会 総務・学校教育係

※ただし、現在生坂村就学援助費を受けている方は提出不要です。

自動的に入学前支給されます。

**提出期限：平成29年12月22日（月）（必着）**

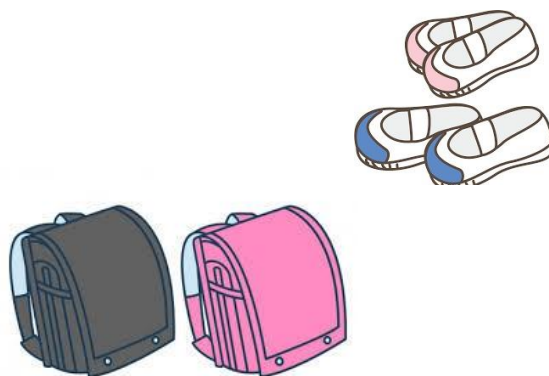
認定時期：平成29年12月～平成30年1月

支給時期：平成30年2月

支給額：小学校入学予定 20,470円

中学校入学予定 23,550円

支給方法：現金支給、もしくは保護者の口座に  
直接振り込みます。



### 4 その他

#### ◆入学後の就学援助費について

新入学用品費の入学前支給の認定を受けた方については、入学後も学用品費や学校給食費等の就学援助費の支給を受けることができます。ただし、再度、「平成30年度生坂村就学援助費認定申請書」の提出が必要です。

なお、入学後の就学援助費については、再度、所得審査を行います。新入学用品費の申請時と世帯の状況が変わった場合には、就学援助費の支給を受けられない場合もありますのでご了承ください。その場合、就学援助費として支給した新入学用品費も返還が必要です。

#### 問合せ先

生坂村教育委員会 総務・学校教育係

電話 69-2087（直通）

FAX 69-3390

アドレス ikukyo@vill.ikusaka.nagano.jp